

広島市特賃住宅 入居者募集案内



★ 特賃住宅は、月額収入* が原則として15万8千円以上の世帯を対象とした中堅所得者向けの市営住宅です。（※ 月額収入について、詳しくは6ページをご覧ください。）

★ 入居申込みには、申込資格がありますので、この「入居者募集案内」をよく読んでから、申込みをしてください。

○ 募集方法

特賃住宅は、入居者を常時募集しています。

申込みの手続きなどについては、3ページをご覧ください。

○ 募集対象住宅

地区	住宅名	所在地	建設年度	階建	間取り・家賃
中区	江波沖住宅	中区江波西二丁目14-5	平成4年	12階建	17～19ページをご覧ください。
	吉島東住宅	中区吉島東一丁目27-26	平成元年	13階建	
東区	戸坂中島住宅	東区戸坂くるめ木一丁目7-3	昭和63年	5階建	
	矢賀住宅	東区矢賀四丁目4-16	平成8年	12階建	
南区	大須賀住宅	南区大須賀町20-6	平成元年	15階建	
西区	観音新町東住宅	西区観音新町一丁目30-2	平成7年	11階建	

★ 現在、募集している住宅があるかどうかは、広島市ホームページでご確認いただくか、申込希望住宅の所在する区の区役所建築課へお問い合わせください。

★ 新たに募集する住宅がある場合は、「募集住宅一覧（予告）」を、募集を開始する月の前月20日（土・日曜日及び祝・休日の場合は直前の平日）から広島市ホームページ及び区役所建築課で公開します。

目 次

●はじめに	1
●申込手続きについて	3
●申込みから入居までの流れ	4
●申込資格	5
●収入基準	6
●月額収入の計算例	7
●二次審査	13
●収入証明書類について	15
●各住宅の間取り・家賃など	17
●子育て世帯への家賃助成について	20
●申込みの際に必要な書類	21
●申込書の記入例	21
●特賃住宅募集登録申込書	22

はじめに

◆申込みにあたっての注意事項

- 1 申込資格に関する基準日は、申込日現在（成人の基準日は、申込日から1か月後）とします。
- 2 提出のあった書類等について、写しを取る場合があります。また、申込書など受付した書類等は、一切お返しいたしません。
- 3 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などへ調査確認をする場合があります。
- 4 申込みは、1世帯につき1通に限ります。同一人を重複しての申込みもできません。次のような場合、すべての申込みを無効とします。
 - ① 1世帯で2通以上の申込みをした場合
 - ② 同一人の氏名が2通以上の申込書に記載されていた場合
- 5 友人等の寄合世帯など親族以外の者を同居者とした申込みはできません。
また、次のような家族を分離しての申込みもできません。
 - ① 夫婦（内縁関係も含む。）、パートナーを分離する申込み。ただし、離婚調停中など申込みが可能な場合もあります。
※パートナーシップ宣誓者とは、「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、当市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。
 - ② 結婚、就職等の合理的な理由なく現に同居している親族を分離する申込み。
- 6 他の市営住宅の公募と重複して申し込むことはできません。
- 7 申込内容に不備がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「連絡先」欄には、必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 8 次のような場合、申込みを無効とします。また、入居候補者に決定された後でも失格となります。
 - ① 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
 - ② 申込書に不正の記載があったとき。
 - ③ 申込書に申込住宅などの必要事項を記載していないとき。
 - ④ 重複して申込みをしたとき。
 - ⑤ 二次審査、入居手続き・入居説明会に無断で欠席したとき。
 - ⑥ 二次審査、入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
 - ⑦ この募集案内P22の申込書以外で申込みをしたとき。

◆申込後の注意事項

- 1 申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に一人になったとき又は申込者本人が入居しなくなったとき（死亡を含む。）は入居できません。

◆入居にあたっての注意事項

- 1 入居手続きの際には、緊急連絡人及び敷金（当初家賃の3か月分）が必要です。
- 2 入居後には、家賃とは別に共益費などの経費を負担していただくことになります。
例：廊下灯、階段灯、エレベーターなどの電気料金、浄化槽の消毒及び清掃に要する費用など
- 3 新築住宅を除き、募集する住宅は、前入居者が退去した住宅を生活上支障のないよう部分的に補修し、入居していただくものです。住宅ごとの傷みの程度により修繕の内容が異なりますので、ご承知おきください。
また、修繕の状況により、入居まで一定の期間を要する場合がありますので、ご了承ください。
- 4 住宅には、原則、網戸・カーテンレールが付いていません。設置費用及び退去時の撤去費用は入居者の負担となります。
- 5 入居後の住宅内の修繕について、修繕箇所によって入居者自身で費用を負担していただく場合があります。詳しくは、入居手続きの際にお渡しする「住まいのしおり」をご覧ください。
- 6 他の入居者の迷惑になりますので、市営住宅では、犬・猫などのペットを飼うこと（預かることを含む）はできません。また、敷地内での野良猫やハトなどへの餌付けはご遠慮ください。
※法律により、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用することは認められています。
- 7 市営住宅内での営業行為は禁止しています。
- 8 住宅によって駐車場がない場合があります。また、駐車場があっても空き区画がない場合もあります。駐車場の空き状況については、申込住宅の所在する区の区役所建築課へお問い合わせください。（なお、大須賀住宅に駐車場はありません。）
- 9 退去される際には、入居者の負担において冷暖房機等自ら設置した家具等の撤去等の原状回復を行っていただく必要があります。
- 10 現在、市営住宅にお住まいの方は、新たに市営住宅に入居する際、現在お住まいの市営住宅を原状回復の上、返還していただくことが条件となります（返還に係る完了検査に合格しない場合は、新たな市営住宅の入居許可を取消すことがあります。）。

申込手続きについて

1 申込方法

募集住宅一覧の中から希望住宅を1つ選び、所定の申込書の必要事項を記入の上、電子申請又は持参により、申込みをしてください。

- ★ 郵送による申込みはできませんので、ご注意ください。
- ★ 申込みの段階では、住民票の写しや収入証明書類等を提出する必要はありません。
入居候補者となった方のみ、二次審査時に提出していただきます。

2 申込先

電子申請：広島市ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026348/1030593.html>



持 参：申込希望住宅の所在する区の区役所建築課

3 受付期間など

(1) 受付開始日

電子申請：募集を開始する月の初日（土・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日）

持 参：募集を開始する月の初日（土・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日）

(2) 受付時間

電子申請：受付期間中の24時間（ただし、受付期間初日は午前8時30分から。また、システムメンテナンスの時間は除きます。）

持 参：月曜日から金曜日まで（祝日、8月6日、12月29日～1月3日は除きます。）の午前9時から午後5時まで

4 選考方法

同一の住宅に対する同日の申込みについては、受付の順番にかかわらず、すべて同時の申込みとし、同じ住宅に2人以上の者が申込みを希望した場合は、抽選とします。

申込みを希望した住宅について、他に申込みを希望した者がいない場合は、入居候補者となります。

※なお、土曜日・日曜日、祝・休日の申込みについては、直後の開庁日の申込みとみなします。

申込みから入居までの流れ

申込資格の確認（5～12ページ）

申込資格の基準日は、申込日現在（成人の基準日は、申込日から1か月後）です。

募集登録申込受付 （一次審査（仮審査））

電子申請又は申込住宅の所在する区の区役所建築課に申込書のみを持参してください。

二次審査（本審査）に必要な書類の準備（13～16ページ）

（住民票の写し、収入証明書類など）

二次審査（本審査）

申込住宅の所在する区の区役所建築課に必要な書類を持参してください。【指定期間内】

★申込資格のない方や無断で欠席された方は、失格となります。

二次審査の結果、適格者には入居手続きについて説明します。

入居手続きに必要な書類の準備

（請書、敷金、緊急連絡人届など）

入居手続き・入居説明【申込日から約2か月後】

- 1 場 所
入居される住宅の所在する区の区役所建築課
- 2 入居説明
入居後の注意事項などについて、説明します。
- 3 入居手続き
 - (1) 必要書類の提出
 - ① 請書
 - ② 「緊急連絡人届」
 - ③ 緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類（住民票や公的機関の請求書の写しなど）
 - ④ 市営住宅使用料等口座振替依頼書
 - ⑤ 入居者明細書
 - ⑥ その他
婚姻予定、退職予定など条件付きで申込みをされた方については、婚姻届受理証明書、退職証明書など条件が整ったことを証明できる書類（14ページ）
 - (2) 敷金の納付（家賃の3か月分）
 - (3) カギ渡し

入 居【申込日から約2か月後】

カギを受け取られたら、まず、住宅に不具合がないか点検し、速やかに入居してください。

申 込 資 格

次の(1)～(8)の全部にあてはまる必要があります。

- (1) 申込者本人が成人であること。
- (2) 申込者本人が広島市内に住所(※)又は勤務場所を有すること。
※ 広島市内に住民登録があり、現に広島市内に居住していること。
(住所が広島市外で勤務先が広島市内の方は、二次審査時に在職証明書(市の指定様式)が必要です。)
- (3) 入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内(6ページ)であること。
- (4) 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 入居しようとする家族全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。
- (6) 入居しようとする家族全員が暴力団員(※)でないこと。
※ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- (7) 現に、自ら居住するための住宅を必要としていること。
※ 原則として、持ち家のある方(同居しようとする親族に持ち家がある方がいる場合も含む。)は申込みできません。ただし、持ち家を売却予定、競売予定又は除却予定で、申込み日から1ヶ月後までに持ち家の引渡しなどが確認できる場合は、申込みできます。
また、広島広域都市圏外に持ち家がある場合又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合がありますので、ご相談ください。
- (8) 現に同居し、又は同居しようとする親族等があること。
夫婦(内縁関係※1及び婚約中※2も含む。)、パートナー若しくは親子を主体とした家族であること又は里親として委託児童※3を養育していること。
※1 内縁関係にある方との申込みもできます(住民票の写しに「未届の夫」又は「未届の妻」と記載され、それぞれ戸籍上の配偶者がいない場合に限りです。)
※2 婚約中である方も申込みできますが、申込日から1か月後までに婚姻の届出を行わなければ入居できません。また、申込後に婚約者が変わったときは失格となります。
※3 委託児童とは、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいいます。

〈注意事項〉

- ◎ **夫婦(内縁関係を含む。)、及びパートナーを分離しての申込みはできません。**
ただし、次の場合は申込みをすることができます。
 - ① 離婚調停中の場合。ただし、申込日から1か月後までに離婚の届出を行わなければ、入居できません。(二次審査時の必要書類等については、14ページ)
 - ② 児童扶養手当受給者など公的機関による書類により、配偶者がいない方に準じた状態であると認められる場合。(二次審査時の必要書類については、14ページ)
- ◎ **身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)と同伴で入居される場合について**
二次審査時に届出が必要になりますので、入居候補者になられた場合は、区役所建築課にお知らせください。

収入基準

特賃住宅の入居申込みには、月額収入が一定基準内であることが必要です。

「月額収入」とは、年間総所得（入居しようとする家族全員の1年分の所得の合計）から一般控除、特別控除及び基礎控除（11ページ）の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。これは、国の定めたきまりに基づいて算出するものであり、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

月額収入の計算のしかたについては、7ページから11ページまでをご覧ください。

なお、2種類以上の所得がある方は、各区役所建築課へお問い合わせください。

$$\text{月額収入} = \{ \text{年間総所得} - (\text{一般控除} + \text{特別控除} + \text{基礎控除}) \} \div 12$$

（円未満切り捨て）

〈月額収入の基準〉

一般世帯 （成長階層世帯以外）	月額収入 158,000円以上 487,000円以下
成長階層世帯※	月額収入 123,000円以上 487,000円以下

※ 「成長階層世帯」とは、入居しようとする世帯員のうち、年間総所得（7～12ページ）が最も高額である方の年齢が申込日現在40歳未満である世帯をいいます。

〈収入の種類〉

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
・ 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象外） ・ 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含む。） ・ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含む。） ・ 日雇い等による所得 ・ その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの	・ 遺族年金・遺族基礎年金、障害年金・障害基礎年金、老齢福祉年金など（ただし、課税対象となる公的年金等は除く。） ・ 児童手当・児童扶養手当 ・ 生活保護法による扶助費 ・ 中国残留邦人等に対する支援給付 ・ 原爆被爆者諸手当 ・ 雇用保険金、労災保険金、休業補償 ・ 仕送り ・ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ・ 退職所得、譲渡所得などの一時的な所得 ・ 申込日から1か月後までに勤務先を退職することが確実な方のその勤務先からの収入 ・ 年金生活者支援給付金 ・ 株式譲渡益

月額収入の計算例

1 給与所得のみの場合（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

手順1：年間総所得の算出

- (1) 現在の勤務先が1か所のみで、前年1月1日以前から引き続き勤務している方
前年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間総所得となります。

令和06年分 給与所得の源泉徴収票

年間総所得

支払金額を下の【年間総所得算出表】にあてはめて算出した金額です。

支払を受ける者		住所又は居所		[受給者番号]		[個人番号]		[役職名]		[フリガナ]		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額									
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数								
有	無	特定	老人	その他	特別	その他							
人	人	人	人	人	人	人							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額									
円	円	円	円	円									
(摘要)													

- (2) 上記(1)以外の方は、下の表により算出してください。

【年間総収入の計算】 年間総収入は、賞与、手当などを含めた税込みの金額です。勤務開始時期にあわせて該当する欄をみて計算してください。

勤務開始時期	年間総収入の計算式
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から採用されている方	前年中の年間総収入金額（源泉徴収票の支払金額の欄）
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に採用され、現在まで1年以上勤務している方	採用月の翌月から1年間の総収入金額
③ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1年にならない方	採用月の翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに、次の式により計算した年間総収入（推定額） $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{採用月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づく1か月分の支払予定額を12倍した年間総収入（推定額）

※1年のうち病気などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いた上、上記③の方法で計算してください。



「年間総収入」から「年間総所得」を算出してください。

なお、2か所以上から給与等の支払を受けている方は、合計してから年間総所得を算出してください。

【年間総所得算出表】

年間総収入	年間総所得の計算式
0円～ 550.999円	0円
551.000円～1,618.999円	年間総収入－550,000円
1,619.000円～1,619.999円	1,069,000円
1,620.000円～1,621.999円	1,070,000円
1,622.000円～1,623.999円	1,072,000円
1,624.000円～1,627.999円	1,074,000円
1,628.000円～1,799.999円	年間総収入を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額(a)を右にあてはめる。
1,800.000円～3,599.999円	(a) × 0.6 + 100,000円
3,600.000円～6,599.999円	(a) × 0.7 - 80,000円
6,600.000円～8,499.999円	(a) × 0.8 - 440,000円
8,500.000円以上	年間総収入 × 0.9 - 1,100,000円

※年間総収入が8,500,000円以上の場合は、各区役所建築課にお問い合わせください。

(例)年間総収入が、3,149,000円の場合

3,149,000円 ÷ 4,000 = 787.25円 → 787円

787円 × 4,000 = 3,148,000円…(a)

3,148,000円 × 0.7 - 80,000円 = 2,223,600円 ⇨ 年間総所得

手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族全員について、1人ずつの年間総所得を算出し、合計してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者本人の} \\ \text{年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{入居しようとする家族全員} \\ \text{(申込者本人を除く。)} \text{の年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$



手順3：控除額の計算

*詳しくは、11ページをご覧ください。

控除の種類		控除額	人数	控除額計
一般控除(同居・扶養)		38万円		円
特別控除	特定扶養親族控除	25万円		円
	老人同一生計配偶者控除	10万円		円
	老人扶養親族控除	10万円		円
	特別障害者控除	40万円		円
	障害者控除	27万円		円
	寡婦控除	最高27万円		円
	ひとり親控除	最高35万円		円
基礎控除(給与所得・公的年金等)		最高10万円		円
控除額合計(B)				円



手順4：月額収入の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \text{(B)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 公的年金等のみの場合（老齢厚生年金、老齢基礎年金等）

手順1：年間総所得の算出

次の金額が、「年間総収入」となります。

下の【年間総所得算出表】にあてはめて、年間総所得を算出してください。

①源泉徴収票の「支払金額」
（前年1月1日以前から年金を受給している場合のみ）

又は

②最新の振込通知書の「年金支払額」
× 年間の振込回数

令和06年 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	住所又は居所	個人番号
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		
本 人	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	特定 老人 その他	特別 その他
その他の障害者		
ひとり親 寡婦		
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族
氏名	氏名	氏名
個人番号	個人番号	個人番号
(職業)		
支払者	法人番号	所在地
	名称	電話番号

いずれかの区分に記載された金額を下の【年間総所得算出表】に当てはめて年間総所得を算出してください。

(例)年間の振込回数が6回の場合
83,550円×6回＝501,300円
この金額を下表に当てはめます。
↓
年間総所得金額は0円となります。

年金振込通知書
(繰上り予定日) 令和 年 月 日

あなたへの年金付。令和 年 月 日から令和 年 月 月までの各振込月に、次々と振り込まれた年金の振込金口金に
振り込まれますので、お知らせします。

年金の種類 年金

基礎年金番号・年金コード

振込元

各支払月の支払額、年金から特別控除（控除）される額および月給後振込額

年金支払額	83,550円	円	円
介護保険料額	0円	円	円
国民年金保険料額	0円	円	円
所得控除および 基礎年金控除等 の額	0円	円	円
個人住民税額	0円	円	円
控除後 振込額	83,550円	円	円

※ 8月以降の振込決定額は、6月と等しい額を仮に記録しています。
決定額が、市支所から送付される通知書でご確認ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

【年間総所得算出表】 ※2種類以上の年金等を受給している方は、合計してから年間総所得を算出してください。

年齢	年間総収入	年間総所得の計算式
65歳未満	0円～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	年間総収入－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間総収入×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間総収入×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年間総収入×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年間総収入－1,955,000円
65歳以上	0円～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間総収入－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間総収入×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間総収入×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年間総収入×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	年間総収入－1,955,000円

※年齢の基準日は、受付期間の最終日現在。

(例1) 基準日現在の年齢が62歳の方が、厚生年金を年間2,500,000円受給した場合
2,500,000円×0.75－275,000円＝1,600,000円⇒年間総所得

(例2) 基準日現在の年齢が68歳の方が、厚生年金を年間5,000,000円受給した場合
5,000,000円×0.85－685,000円＝3,565,000円⇒年間総所得

8ページの給与所得の場合と同じように、手順2から手順4により月額収入を計算してください。

手順2：年間総所得の合計

手順3：控除額の計算

手順4：月額収入の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \hline \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \hline \text{(B)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 事業所得のみの場合（自営業・外交員等）

手順1：年間総所得の算出

次により、年間総所得を確認してください。

事業の開始時期	年 間 総 所 得
前年1月1日以前から現在の事業を開始している方	確定申告書の控等で年間総所得を確認してください。
前年1月2日以降に現在の事業を開始した方	次の計算式により年間総所得(推定額)を算出してください。 $\text{年間総所得(推定額)} = \frac{\text{総 所 得}}{\text{事 業 月 数}} \times 12$ * 総所得とは、事業を開始した月の翌月から1年間(12か月)、1年未満の場合は事業を開始した月の翌月から申込月の前月までの所得の合計額です。 (収入期間のとり方等については、「給与所得のみの場合」(7ページ)の例にならってください。)

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施金額は、④と⑤のいずれか少ない方の金額です。

この欄の合計金額が年間総所得となります。

8ページの給与所得の場合と同じように、手順2から手順4により月額収入を計算してください。

手順2：年間総所得の合計

手順3：控除額の計算

手順4：月額収入の計算

年間総所得
(A)
円

—

控除額合計
(B)
円

÷ 12 =

月額収入
円

年間総所得から差し引く控除 ※「基準日」とは、受付期間の最終日を示します。

控除の種類		控除額	対象者
一般控除	同居親族控除	1人につき 38万円	申込者以外の同居予定親族
	扶養親族控除	1人につき 38万円	所得税法上の扶養親族で同居しない者
特別控除	特定扶養親族控除 (配偶者を除く。)	1人につき 25万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が16歳以上23歳未満の方
	老人同一生計配偶者控除	1人につき 10万円	申込者又は同居予定親族の同一生計配偶者のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が70歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除 (配偶者を除く。)	1人につき 10万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が48万円以下で、かつ、年齢が70歳以上の方
	特別障害者控除	1人につき 40万円	申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳(特別項症から第3項症まで)の交付を受けている方 ③ 療育手帳(Ⓐ又はA)の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けた原爆被爆者(医療特別手当又は特別手当受給者) ⑥ その他所得税法上の特別障害者控除の対象となる方
	障害者控除	1人につき 27万円	申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳(3級から6級)の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳(第4項以下)の交付を受けている方 ③ 療育手帳(Ⓑ又はB)の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳(2級又は3級)の交付を受けている方 ⑤ その他所得税法上の障害者控除の対象となる方
	寡婦控除	1人につきその人の所得から最高27万円 (※所得が27万円以下の方はその所得金額)	年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方(ひとり親控除に該当する方を除く。) ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。
基礎控除	ひとり親控除	1人につきその人の所得から最高35万円 (※所得が35万円以下の方はその所得金額)	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方 ※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。
	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	1人につきその人の所得から最高10万円 (※所得が10万円以下の方はその所得金額)	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、該当給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額

<参考> 収入基準の早見表

1 給与所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

<一般世帯（成長階層世帯以外の場合）>

収入基準月額 申込家族数	申込みができる年間総収入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
158,000円以上 } 487,000円以下	3,512,000円 } 8,248,902円	3,996,000円 } 8,671,124円	4,472,000円 } 9,093,346円	4,948,000円 } 9,515,568円

<成長階層世帯（6ページ）の場合>

収入基準月額 申込家族数	申込みができる年間総収入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
123,000円以上 } 487,000円以下	2,912,000円 } 8,248,902円	3,452,000円 } 8,671,124円	3,948,000円 } 9,093,346円	4,420,000円 } 9,515,568円

2 事業所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

<一般世帯（成長階層世帯以外の場合）>

収入基準月額 申込家族数	申込みができる年間総所得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
158,000円以上 } 487,000円以下	2,276,000円 } 6,224,011円	2,656,000円 } 6,604,011円	3,036,000円 } 6,984,011円	3,416,000円 } 7,364,011円

<成長階層世帯（6ページ）の場合>

収入基準月額 申込家族数	申込みができる年間総所得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
123,000円以上 } 487,000円以下	1,856,000円 } 6,224,011円	2,236,000円 } 6,604,011円	2,616,000円 } 6,984,011円	2,996,000円 } 7,364,011円

二 次 審 査

二次審査では、「入居候補者」となった方に必要な書類を提出していただき、申込日現在の申込資格の有無を審査します。

資格審査の結果、申込資格のないことが判明した場合や二次審査を無断で欠席された場合には、失格となります。

■二次審査に必要な書類（共通）

必 要 書 類	注 意 事 項
① 特賃住宅入居申込申請書	二次審査を受けられる方にお渡ししますので、太枠内を記入して提出してください。※マイナンバーの記載が必要です。
② 住民票の写し (住民票の写しの提出を省略していますが、入居しようとする方全員の氏名、続柄等の記載の確認ができない場合は住民票の写しが必要です。)	入居しようとする方全員の氏名、続柄の記載があるもの。 ・ 申込者本人の申込日現在の住所がわかるものであることが必要です。 ・ 住民票の写しが別々で申込者本人との続柄が判明しない場合は、戸籍謄本等が必要です。 ※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
③ 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	入居しようとする方全員について配偶者の有無がわかるもの。 ただし、夫婦のみ又は夫婦及び未成年の子(未婚者に限る。)のみで入居しようとする場合は不要です。 ※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
④ 収入を証明する書類	15、16ページの「収入証明書類について」をご覧ください。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> (扶養を受けている中学生以下の方は除く。)について必要です。 ・ 失業中の方や収入のない方についても、必要です。
⑤ 課税台帳記載事項証明書 (所得証明書)	令和6年中の所得額が記載された証明書(例：広島市の場合は、令和7年度課税台帳記載事項証明書。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書)。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> (扶養を受けている中学生以下の方は除く。)について必要です。 ・ 収入のない方が、④の「収入を証明する書類」として、課税台帳記載事項証明書を提出する場合、重複しての提出は不要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点(例：令和7年度の所得証明書であれば、令和7年1月1日時点)で住民登録がある市区町村の税務担当課など(広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所)で発行します。
⑥ 市町村民税の納税証明書 (完納証明書)	令和6年度分の市町村民税を完納したことがわかる証明書(例：広島市の場合は、令和6年度納税証明書。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の完納証明書)。 ただし、課税されていない方は、令和5年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書。 ・ <u>申込者本人のみ</u> 必要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点(例：令和6年度の完納証明書であれば、令和6年1月1日時点)で住民登録がある市区町村の税務担当課など(広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所)で発行します。

◎該当する方のみ必要なもの

区 分		必 要 書 類	注 意 事 項
申込者本人が広島市内に住所がない場合		在職証明書（市の指定様式）	勤務先で証明してもらってください。
パートナーの方		パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ宣誓書受領カード	パートナーの定義については、1ページをご覧ください。
委託児童と同居される方		児童の委託に関する証明書	児童相談所で証明してもらってください。
条件付きでの申込みをされた方	婚約中の方 （申込日から1か月後までに婚姻の届出を行う方 （5ページ参照））	婚約証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： <u>婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</u>
	持ち家売却予定の方 （申込日から1か月後までに持ち家の引渡しを行う方）	売却に係る媒介契約書	入居手続き時の必要書類： <u>売買契約書（引渡し日が申込日から1か月後までのものに限り）</u>
	持ち家競売中の方 （申込日から1か月後までに持ち家の売却許可の決定がされる方）	競売通知（開札日が申込日から1か月後までのものに限り）	入居手続き時の必要書類： <u>売買許可決定の謄本</u>
	持ち家解体予定の方 （申込日から1か月後までに持ち家の解体が完了される方）	建物解体に係る工事請負契約書	入居手続き時の必要書類： <u>建物取壊証明書又は建物滅失証明書（滅失の理由等に記載されている原因日が申込日から1か月後までのものに限り）</u>
	離婚調停中の方 （申込日から1か月後までに離婚の届出を行う方 （5ページ参照））	事件係属証明書（離婚調停事件の受理日が申込日以前のものに限り。）	入居手続き時の必要書類： <u>離婚届受理証明書又は戸籍謄本</u>
	退職予定の方 （申込日から1か月後までに勤務先を退職することが確実な方 （6ページ参照））	退職予定証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： <u>退職証明書又は離職票</u>
配偶者がいない方に準じた状態であると認められる場合		- 児童扶養手当証書 - DV被害者である場合は、<u>女性相談支援センター長の証明書又は地方裁判所の保護命令決定書</u> - その他左記の場合に該当することを確認できる公的機関による書類	

※ 事情に応じて、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※ 現在市営住宅に入居中の世帯の場合は、現住宅の返還手続きを行っていただきます。

収入証明書類について

所得の種類によって、次のいずれかを準備してください。2種類以上の収入がある方は、それぞれの収入を証明する書類が必要です。

また、失業又は廃業後に、就職又は事業を開始された場合は、収入証明書類以外に退職したことが確認できる書類も必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

1 給与所得の場合

(1) 申込期間 令和7年4月1日～令和7年12月26日

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和6年1月1日以前から採用されている方	令和6年1月 ～ 令和6年12月	次のいずれかを提出してください。 ・ 令和6年分の源泉徴収票 ・ 勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）
現在の勤務先に令和6年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等（採用月の翌月の給与等）を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・ 勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）

(2) 申込期間 令和8年1月5日～令和8年3月31日

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和7年1月1日以前から採用されている方	令和7年1月 ～ 令和7年12月	次のいずれかを提出してください。 ・ 令和7年分の源泉徴収票 ・ 勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）
現在の勤務先に令和7年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等（採用月の翌月の給与等）を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・ 勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）

2 公的年金等の場合

(1) 申込期間 令和7年4月1日～令和7年12月26日

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和6年1月1日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 令和6年分の源泉徴収票（令和6年1月2日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。） ・ 年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和6年1月2日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 年金振込通知書など

(2) 申込期間 令和8年1月5日～令和8年3月31日

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和7年1月1日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 令和7年分の源泉徴収票（令和7年1月2日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。） ・ 年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和7年1月2日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 年金振込通知書など

3 事業所得等の場合

(1) 申込期間 令和7年4月1日～令和7年12月26日

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和6年1月1日以前から開始している方	令和6年1月 ～ 令和6年12月	・ 令和6年分の確定申告書の控え（税務署へ申告したことが確認できるもの）
現在の事業等を令和6年1月2日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

(2) 申込期間 令和8年1月5日～令和8年3月31日

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和7年1月1日以前から開始している方	令和7年1月 ～ 令和7年12月	・ 令和7年分の確定申告書の控え（税務署へ申告したことが確認できるもの） ※ ただし、二次審査日が確定申告の受付開始日より前になるなどの場合は、収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等
現在の事業等を令和7年1月2日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

4 失業中の方

- ・ 雇用保険受給資格者証、離職票又は退職証明書（市の指定様式）など

5 その他収入のない場合

- ・ 令和6年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書（二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書）
- ・ その他、収入がないことを証明できるもの

各住宅の間取り・家賃など

◎家賃（月額）は令和7年4月1日時点の金額です。

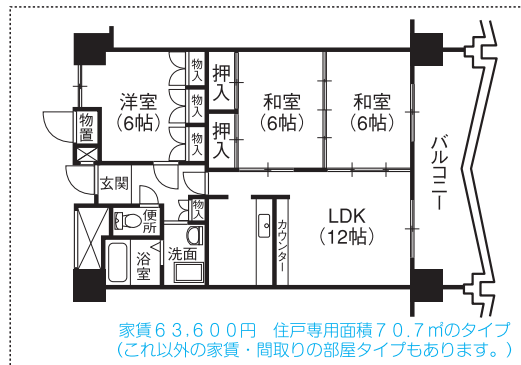
◎子育て世帯に対しては、収入に応じて家賃助成（減額）を行います。

（詳しくは、20ページをご覧ください。）

中区	江波沖住宅
----	-------

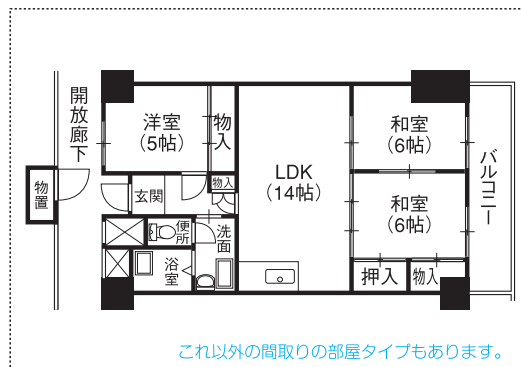
所在地	中区江波西二丁目14-5
家賃	63,300円～66,600円
間取り	3LDK(70.2～74.0㎡)※
建設年度	平成4年
階建	12階建

※複数の部屋タイプがあります。



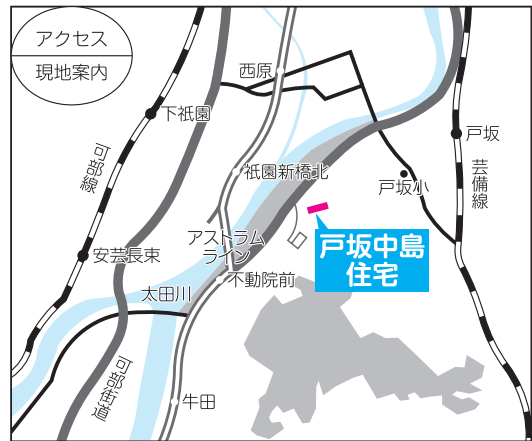
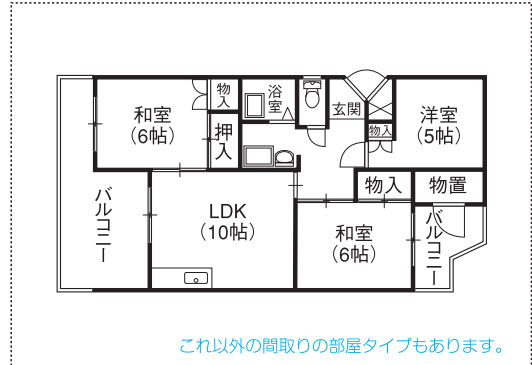
中区	吉島東住宅
----	-------

所在地	中区吉島東一丁目27-26
家賃	66,100円
間取り	3LDK(71.1㎡)
建設年度	平成元年
階建	13階建



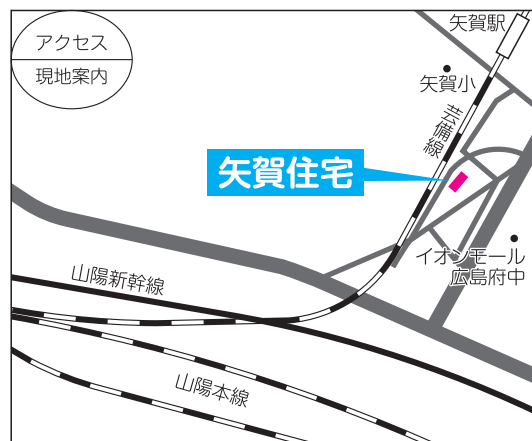
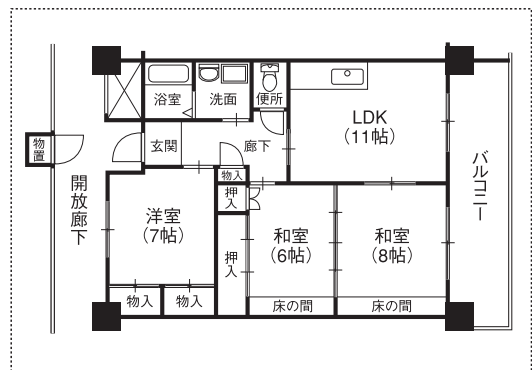
東区	戸坂中島住宅
----	--------

所在地	東区戸坂くるめ木一丁目7-3
家賃	55,500円
間取り	3LDK(68.0㎡)
建設年度	昭和63年
階建	5階建



東区	矢賀住宅
----	------

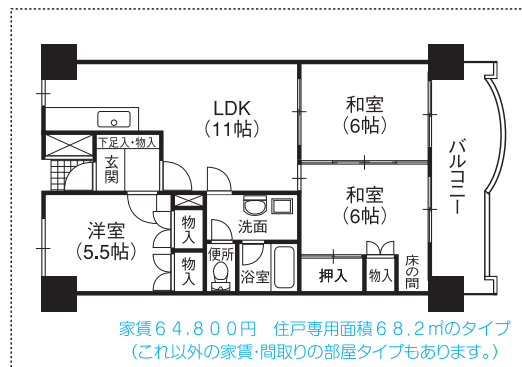
所在地	東区矢賀四丁目4-16
家賃	87,900円
間取り	3LDK(80.0㎡)
建設年度	平成8年
階建	12階建



南区	大須賀住宅
----	-------

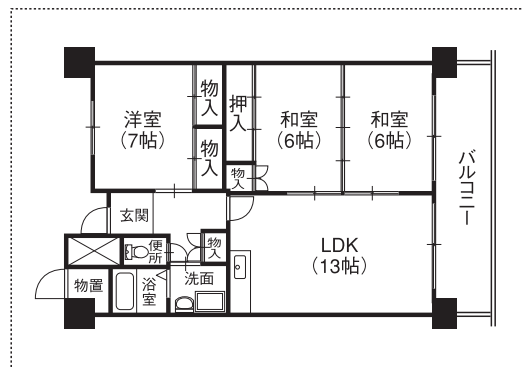
所在地	南区大須賀町20-6
家賃	59,900円～68,900円
間取り	3LDK(63.0～72.5㎡)※
建設年度	平成元年
階建	15階建

※複数の部屋タイプがあります。



西区	観音新町東住宅
----	---------

所在地	西区観音新町一丁目30-2
家賃	75,000円
間取り	3LDK(77.3㎡)
建設年度	平成7年
階建	11階建



子育て世帯への家賃助成について

1 目 的

安心してこどもを育てるために必要な住環境を確保することを支援するため、子育て世帯に対し、居住面積が広い特賃住宅（60㎡以上、3LDK）を利用しやすい家賃で提供します。

2 対象世帯

- ① 同居者に中学校修了前の者がいる世帯
- ② 月額収入が21万4千円（江波沖住宅は18万6千円）を超えない世帯

- ※ 平成22年4月1日以降の入居者が家賃助成の対象になります。
- ※ 入居後にこどもが生まれた世帯は家賃助成の対象になります。
- ※ 月額収入については、6ページをご覧ください。
- ※ 家賃助成の期間は、入居日の属する月（入居後にこどもが生まれた世帯の場合は、初回の家賃助成開始月）から最長で6年間です。

3 家賃助成の内容

各住宅の家賃を、収入区分に応じて定めた入居者負担額に減額します。

《例：観音新町東住宅の場合》（令和6年10月～令和7年9月）

月 額 収 入	家 賃	入居者負担額	家賃の助成額
139,000円以下	75,000円	47,400円	27,600円
139,001円 ～ 158,000円		53,400円	21,600円
158,001円 ～ 186,000円		61,100円	13,900円
186,001円 ～ 214,000円		70,500円	4,500円

- ※ 各住宅の入居者負担額は入居する住宅が所在する区の区役所建築課までお問い合わせください。

4 家賃助成の申請手続き

(1) 申請時期

- ① 新規申請（初回：申請後、最初の9月30日までの家賃助成）
《入居時》 入居手続きと一緒に申請してください。
《出生時》 出生後、同居の手続きと一緒に申請してください。
- ② 継続申請（2回目以降：10月1日～翌年9月30日の家賃助成）
毎年8月1日～8月31日

(2) 提出書類

- ・ 申請書
- ・ 中学校修了前の同居者がいることが確認できる書類（住民票等）
- ・ 収入状況が確認できる書類

(3) 提出先 ⇒ 入居する特賃住宅が所在する区の区役所建築課

申込みの際に必要な書類

●申込書

★ 申込書には、住民票の写しや収入証明書類等を添付する必要はありません。

申込書の記入例

下の記入例を参考にして、太枠内に、黒のボールペンで記入してください。

令和7年度 特質住宅募集登録申込書

(太枠 ☐ 内に、募集案内21ページの記入例を参考に、黒のボールペンで記入してください。)

(あて先) 広島市長

申込年月日 令和 7 年 〇〇 月 〇〇 日

私は、入居者募集案内の記載事項を了承のうえ、特質住宅への募集登録を申し込みます。
また、この申込用紙を提出するにあたり、申込資格(募集案内5ページ)があることを誓約するとともに、次のことに同意します。

- この申込書及び入居候補者となった場合に提出していただく入居申込申請書の記載内容若しくは申込資格の有無について確認するため、下記申込者本人及び同居予定者について、住民票、所得及び課税内容、並びに広島県警察本部への暴力団員の有無の照会など、必要に応じて広島市(指定管理者を含む。)が調査すること。
- この申込書の記載内容が事実と異なる場合及び申込資格がないことが判明した場合、失格とされても異議を申し立てないこと。

1. 申込住宅(募集住宅一覧をみて記入してください。)

募集住宅名	
市営 ☐ 〇〇〇 住宅 ☐ 号棟 ☐ 〇〇〇 号	

2. 申込者本人及び同居予定者

申込者本人	住所	〒730-0042 広島市中区国泰寺町〇丁目〇-〇〇〇アパート〇〇〇号			
	フリガナ	ヒロシマ イチロウ			
	氏名	広島 一郎			
	連絡先	自宅: (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 携帯: 〇〇〇 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇	現在の住宅種類	☒ 賃貸住宅 ☐ 親族等宅 ☐ 市営住宅 ☐ 県営住宅 ☐ 持ち家 ☐ その他	
		生年月日	35 年 1 月 4 日	年齢	65
				勤務場所	☒ 広島市内 ☐ 広島市外 ☐ 勤務していない

同居予定者(申込者を除き同居しようとする親族)	フリガナ	続柄	生年月日	年齢
	氏名			
	ヒロシマ ハナコ			
	広島 花子	妻	38 年 10 月 26 日	61
	ヒロシマ マコト			
	広島 誠	子	6 年 11 月 10 日	30
	ヒロシマ マサコ			
	広島 正子	母	11 年 2 月 1 日	89
			年 月 日	
			年 月 日	

3. 申込理由(該当するものにチェック(☑)をつけてください。)

☒ 借家で部屋が狭い	)
☐ 借家で家賃が高い	
☐ 立ち退きを要求されている	
☐ その他	

令和7年度 特賃住宅募集登録申込書

(太枠 ☐ 内に、募集案内21ページの記入例を参考に、黒のボールペンで記入してください。)

(あて先) 広島市長

申込年月日 令和 年 月 日

私は、入居者募集案内の記載事項を了承のうえ、特賃住宅への募集登録を申し込みます。
また、この申込用紙を提出するにあたり、申込資格（募集案内5ページ）があることを誓約するとともに、次のことに同意します。

- この申込書及び入居候補者となった場合に提出していただく入居申込申請書の記載内容若しくは申込資格の有無について確認するため、下記申込者本人及び同居予定者について、住民票、所得及び課税内容、並びに広島県警察本部への暴力団員の有無の照会など、必要に応じて広島市（指定管理者を含む。）が調査すること。
- この申込書の記載内容が事実と異なる場合及び申込資格がないことが判明した場合、失格とされても異議を申し立てないこと。

1. 申込住宅（募集住宅一覧をみて記入してください。）

募集住宅名			
市営	住宅	号棟	号

2. 申込者本人及び同居予定者

申込者本人	住所	〒 -			
	フリガナ			生年月日	年齢
	氏名			☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	
	連絡先	自宅：() - 携帯： - -	現在の住宅種類	☐ 賃貸住宅 ☐ 親族等宅 ☐ 市営住宅 ☐ 県営住宅 ☐ 持ち家 ☐ その他	勤務場所 ☐ 広島市内 ☐ 広島市外 ☐ 勤務していない

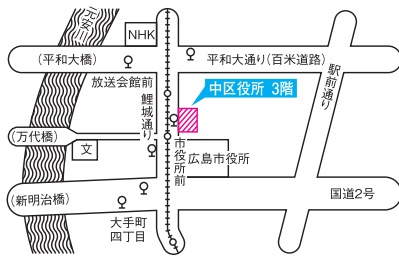
同居予定者（申込者を除き同居しようとする親族）	フリガナ	続柄	生年月日	年齢
	氏名		☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	
			☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	
			☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	
			☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	
			☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日	

3. 申込理由（該当するものにチェック(☑)をつけてください。）

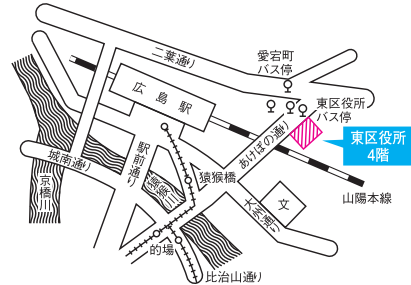
☐ 借家で部屋が狭い	)
☐ 借家で家賃が高い	
☐ 立ち退きを要求されている	
☐ その他 ()	

お問い合わせ先

中区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎504-2578 FAX243-0595



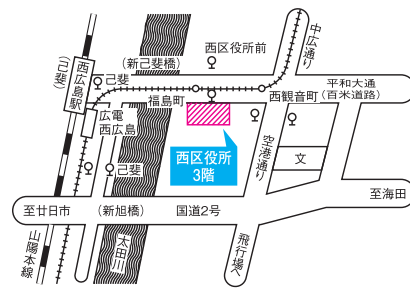
東区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎568-7744 FAX262-0639



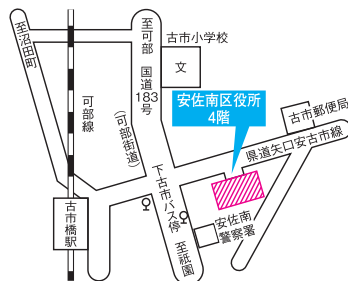
南区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎250-8959 FAX252-7179



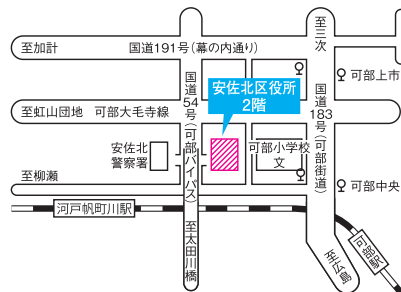
西区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎532-0949 FAX532-0958



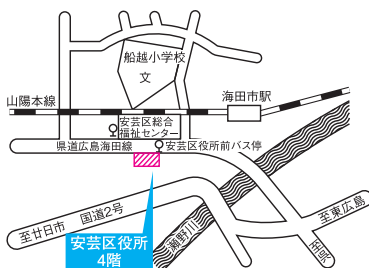
安佐南区役所建築課 (指定管理者区役所事務所)
☎831-4954 FAX877-2299



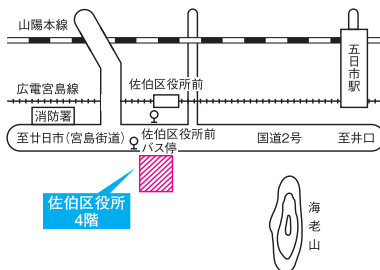
安佐北区役所建築課 (指定管理者区役所事務所)
☎819-3937 FAX815-3906



安芸区役所建築課(指定管理者区役所事務所)
☎821-4928 FAX822-8069



佐伯区役所建築課(指定管理者区役所事務所)
☎943-9744 FAX923-5098



《ご相談いただくときのお願い》

申込資格の有無の判定などは、すべての書類を提出していただいて、はじめて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。

ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日審査書類を提出されたときに、書類の内容によっては判定が変わり、失格となる場合もあります。

口頭や一部書類でのご相談の場合は最終的な判定にはならないことを、あらかじめご承知おきください。